

多重債務者の任意整理における「統一基準」の遵守を求める要請書

急増する多重債務者の経済的再起更生の手段として「任意整理」が極めて重要な手段であることは言うまでもない。政府の多重債務者対策本部が策定した多重債務者救済マニュアルにおいても「自己破産」「個人再生」等と並んで「任意整理」が掲げられている。弁護士が「任意整理」を行う場合には、貸金業者より取引履歴の完全開示を受け、利息制限法に基づき充当再計算を行い、最終取引日における残元金額をもって残債務額として確定し、これについて将来利息を付すことなく長期分割弁済を提案している。かかる基準は1996年の東京三弁護士会や、2000年の日本弁護士連合会における多重債務者救済事業拡大に関する協議会において採択され、その後当会を含む全国の単位弁護士会において全国的な統一基準として確認され現に運用されてきた。多重債務問題が社会問題化する中で、統一基準は多重債務者の経済的再起更生を図るために大きな役割を果たし、貸金業者のほとんどがこれに応じてきた。いわば法慣習・法規範となったと評価できる合理的な基準である。

ところが、近時、多重債務者の任意整理において、債務者側が、統一基準に基づいて合理的な和解提案をしているにもかかわらず、貸金業者側が、経過利息・将来利息・遅延損害金の回収に固執するなどして、和解が成立しないという事案が散見されるようになってきている。統一基準による和解提案に応じない貸金業者が存すれば、総債権者の公平を図ることはできないし、また多くの場合は債務者の返済可能性を超えることとなり、任意整理は頓挫してしまい自己破産を選択せざるを得ないという事態までもたらされることとなる。

そもそも多重債務は、貸金業者が債務者の返済能力を超える過剰融資を高利息で行ったことにも原因があること、個人再生手続においては残元金を更に減額することが認められていること、多くの貸金業者が現在も統一基準に従っていること、多重債務者救済が国家的取組とされていることなどに鑑みれば、貸金業者には、債務者の経済的再起更生のために統一基準に基づく債務者の合理的な和解提案に協力する社会的責任があると考えられる。

そこで、貴会におかれては、会員貸金業者に対して多重債務者の経済的再起更生の重要性を再認識した上で、任意整理における「統一基準」に基づく和解提案を尊重する旨を指導・徹底されたく要請する次第である。

以上

2009年(平成21年)11月25日

兵庫県弁護士会 会長 春 名 一 典

多重債務者に対する任意整理を処理するための全国統一基準

1 取引経過の開示

取引開始時点からのすべての取引経過の開示を求めること

2 残元本の確定

利息制限法所定の制限利率によって元本充当計算を行い、最終取引日における残元本を確定すること

3 残元本のみを対象とする弁済案の提示

弁済案の提示にあたっては、それまでの遅延損害金や将来利息は付けないこと